

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】令和7年2月10日(2025.2.10)

【国際公開番号】WO2023/234011  
 【出願番号】特願2024-524316(P2024-524316)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/34(2006.01)

A 6 1 M 5/158(2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/34

A 6 1 M 5/158500F

A 6 1 M 5/158500D

10

【手続補正書】

【提出日】令和6年11月1日(2024.11.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

棒状の本体部と、  
 前記本体部に形成された、第一超音波反射構造と、  
 前記本体部に形成されており、前記第一超音波反射構造よりも前記本体部の軸方向における基端側に配置された第二超音波反射構造と、を備え、  
 前記第二超音波反射構造は、前記第一超音波反射構造と、前記軸方向において離間して配置されている穿刺針。

【請求項2】

30

前記本体部は、棒状の胴部と、前記胴部の先端に配置された針先部と、を有し、  
 前記第一超音波反射構造は、前記針先部に配置され、  
 前記第二超音波反射構造は、前記胴部に配置されている請求項1に記載の穿刺針。

【請求項3】

前記第一超音波反射構造は、前記針先部の先端部に配置されている請求項2に記載の穿刺針。

【請求項4】

前記第二超音波反射構造は、前記胴部の外周面に形成されたらせん状溝である請求項2又は3に記載の穿刺針。

【請求項5】

40

前記針先部は、錐体状形状である請求項2又は3に記載の穿刺針。

【請求項6】

前記胴部が筒状に形成されており、  
 前記針先部は、前記胴部の内部空間と外部空間とを連通する開口部を有する請求項2又は3に記載の穿刺針。

50